

介護老人保健施設 おとわの杜

(指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人信愛会が開設する介護老人保健施設 おとわの杜（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援）状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復（介護予防にあつては介護予防に資する）を図る。

2 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 おとわの杜
- (2) 所在地 愛知県豊川市赤坂町東山12番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
医師 1名（常勤兼務職員1名（うち管理者と兼務1名））
理学療法士 8名（常勤兼務職員5名、非常勤兼務職員3名）
作業療法士 6名（常勤兼務職員4名、非常勤兼務職員2名）
言語聴覚士 1名（非常勤兼務職員1名）
看護職員 2名（常勤専従職員）
介護職員 12名（常勤専従職員5名、非常勤専従職員7名）
管理栄養士 2名（常勤兼務職員1名、非常勤兼務職員1名）
支援相談員 3名（常勤兼務職員）
従業者は、指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たる。

- (3) 事務職員 3名(常勤兼務職員)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月・火・水・木・金・土とする。(但し、12月30日から1月3日は除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時45分から午後4時までとする。

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用定員は以下のとおりとする。

1単位 40名(月曜日から土曜日)

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴(一般浴、特別浴)
- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

2 食費は、昼食710円、おやつ160円とする。

但し、食事・おやつ以外で利用者の嗜好により提供したものについては実費を徴収する。

3 日常生活において通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、次の額を徴収する。

教養娯楽費 150円/1日

4 おむつ代は、実費を徴収する。

5 文書料(利用料医療費控除証明書料) 550円/1通

6 キャンセル料

利用予定日の前日17時以降のキャンセルは、キャンセル料として食費・おやつ代相当額を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払い同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊川市、岡崎市（本宿町、山綱町、鉢地町、上衣文町、大代町）とする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所における職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

2 前項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は介護職員等の資的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人信愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年 10月 1日から施行する。
この改正は、平成18年 3月 1日から施行する。
この改正は、平成18年 4月 1日から施行する。
この改正は、平成18年 6月 1日から施行する。
この改正は、平成18年 8月 1日から施行する。
この改正は、平成18年 10月 1日から施行する。
この改正は、平成19年 6月 1日から施行する。
この改正は、平成20年 1月15日から施行する。
この改正は、平成20年 4月 1日から施行する。
この改正は、平成21年 9月 1日から施行する。
この改正は、平成23年 6月 1日から施行する。
この改正は、平成24年 6月 1日から施行する。
この改正は、平成25年 6月 1日から施行する。
この改正は、平成26年 4月 1日から施行する。
この改正は、平成26年 6月 1日から施行する。
この改正は、平成27年 6月 1日から施行する。
この改正は、平成27年 8月 1日から施行する。
この改正は、平成28年 4月 1日から施行する。
この改正は、平成28年 6月 1日から施行する。
この改正は、平成29年 6月 1日から施行する。
この改正は、平成30年 4月 1日から施行する。
この改正は、平成31年 4月 1日から施行する。
この改正は、令和元年 6月 1日から施行する。
この改正は、令和元年 10月 1日から施行する。
この改正は、令和2年 6月 1日から施行する。
この改正は、令和3年 6月 1日から施行する。
この改正は、令和4年 6月 1日から施行する。
この改正は、令和5年 6月 1日から施行する。
この改正は、令和6年 1月 1日から施行する。
この改正は、令和6年 4月 1日から施行する。
この改正は、令和6年 11月 1日から施行する。